

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
（令和8年4月分～）

(三重支部)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額	健康保険料・子ども子育て支援金・介護保険料		
等級	月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	
			10.00%	11.62%	
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,800円 6,739円	
2	68,000	63,000～	73,000	6,800円 7,901円	
3	78,000	73,000～	83,000	7,800円 9,063円	
4	88,000	83,000～	93,000	8,800円 10,225円	
5	98,000	93,000～	101,000	9,800円 11,387円	
6	104,000	101,000～	107,000	10,400円 12,084円	
7	110,000	107,000～	114,000	11,000円 12,782円	
8	118,000	114,000～	122,000	11,800円 13,711円	
9	126,000	122,000～	130,000	12,600円 14,641円	
10	134,000	130,000～	138,000	13,400円 15,570円	
11	142,000	138,000～	146,000	14,200円 16,500円	
12	150,000	146,000～	155,000	15,000円 17,430円	
13	160,000	155,000～	165,000	16,000円 18,592円	
14	170,000	165,000～	175,000	17,000円 19,754円	
15	180,000	175,000～	185,000	18,000円 20,916円	
16	190,000	185,000～	195,000	19,000円 22,078円	
17	200,000	195,000～	210,000	20,000円 23,240円	
18	220,000	210,000～	230,000	22,000円 25,564円	
19	240,000	230,000～	250,000	24,000円 27,888円	
20	260,000	250,000～	270,000	26,000円 30,212円	
21	280,000	270,000～	290,000	28,000円 32,536円	
22	300,000	290,000～	310,000	30,000円 34,860円	
23	320,000	310,000～		32,000円 37,184円	

◆令和8年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、320,000円です。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（9.77%）と子ども・子育て支援金率（0.23%）に介護保険料率（1.62%）が加わります。

◆健康保険料率（9.77%）のうち、6.53%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.24%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

«保険料の納付方法について»

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ支部あてにお問い合わせください。

◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。
納付期限は前納開始月の前月末となります。

[一定期間分] 6カ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12カ月分：4月分～翌年3月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～